

◆ 平成 25 年度 食の安全安心推進計画の施策毎の主な取組

I 安全で環境負荷の少ない食品の生産・製造等の推進

施策	取組項目	担当課等	NO	取組内容	H25 計画	関連指標
					(ゴシック：新規、 <u>下線部分</u> ：見直し・拡充)	
1 生産段階における食品の安全性の確保への支援	(1) 岩手県版 GAP 導入産地拡大	農業普及技術課	1	優良事例研修会の開催	・優良事例研修会の開催 (11月)	I-1~3
			2	生産部会への GAP 実践指導	・生産部会等を対象した産地指導 (4月～・普及センター) (取組産地目標数：81産地 (H20から累計))	I-1~3
	(2) 農場 HACCP の導入及び高品質生乳の出荷支援	畜産課	3	農場 HACCP の導入支援	牛肥育農場での取り組みについて、参加農場数を増やし、集団化を図る。	I-1~3
			4	高品質生乳出荷の推進	H24 と同程度の生乳サンプルの検査を実施する。	I-1~3
	(3) ホタテガイ等の貝毒出荷前検査の支援	水産振興課	5	プランクトンの監視結果の情報提供等	今後も逐次情報提供を行う。	I-1~3
2 製造・加工、流通段階における食品の安全性の確保への支援	(1) HACCP に基づく衛生管理の普及	県民くらしの安全課	6	岩手版 HACCP の普及	・食品安全サポーターとの連携のもと、飲食店 (旅館、仕出し屋・弁当屋)、製造業等の重点取組施設を対象に、HACCP システムの考え方に基づく衛生管理 (「岩手版 HACCP」) の導入指導を強化する。	I-4~7
			7	HACCP に関する講習会等の開催	・HACCP 責任者養成講習会 (い・ん・らっぷ 講習会) の実施 (70 名程度を対象に秋頃に開催) ・食品安全サポーターによる食品衛生指導員に対する指導助言	I-4~7
	(2) 水産加工業者に対する衛生管理に関する知識や技術の普及、啓発	水産振興課	8	外部機関による現場指導の実施	漁獲から流通、加工まで一貫した高度衛生・品質管理のサプライチェーンを構築するため、地場原料の確保を基軸とする生産・加工・販売の取組を支援。(要求中)	I-4~7
			9	水産加工技術や HACCP 取得への相談実施	漁獲から流通、加工まで一貫した高度衛生・品質管理のサプライチェーンを構築するため、地場原料の確保を基軸とする生産・加工・販売の取組を支援。(要求中) [再掲]	I-4~7
	3 食の安全安心に関わる人材の育成	(1) 農業の適正販売、安全使用を推進する農業管理使用アドバイザーの育成	農業普及技術課	10	農業管理使用アドバイザー養成研修の実施	・農業管理使用アドバイザー養成・更新研修開催 (6 回) ・農業管理使用アドバイザー認定事務等 (委員会開催 2 回) ※アドバイザー認定目標数 1,300 名維持
11				農業管理使用アドバイザーへの研修実施		I- 1, 2, 4, 5, 8
(2) 食品の衛生管理を啓発する食品衛生推進員の育成		県民くらしの安全課	12	食品衛生推進員 (食品安全サポーター) の委嘱	委嘱期間中 (平成 24 年 5 月 30 日から平成 26 年 3 月 31 日まで) 85 名に委嘱	I- 1, 2, 4, 5, 8
			13	食品衛生推進員の資質向上のための講習会の開催	年度内に 1 回開催。参加見込 40 名。	I- 1, 2, 4, 5, 8

施策	取組項目	担当課等	NO	取組内容	H25 計画	関連 指標
					(ゴシック：新規、 <u>下線部分</u> ：見直し・拡充)	
	(3) 営業施設における食品衛生責任者の養成	県民くらしの安全課	14	食品衛生責任者養成講習会の実施（食品衛生管理者も対象を含む）	食品衛生責任者養成講習会実施回数 12回以上	I- 1, 2, 4, 5, 8
	(4) 食品の適正表示を推進する者の養成	県民くらしの安全課	15	食品適正表示推進者養成講習会への講師派遣	食品適正表示推進者養成講習会への講師派遣 1回	I- 1, 2, 4, 5, 8
4 環境負荷の少ない産地づくりの推進	(1) 環境負荷の少ない農業技術の普及拡大	農業普及技術課	16	環境に負荷が少ない施肥技術研修会の実施	・指導員を対象とした補給型施肥研修会開催（導入産地目標数：64産地） ・水稲、大豆、小麦、ねぎ、きゅうり実証圃の設置（県内19カ所）	I-9
	(2) 環境負荷の少ない漁場環境保全の取組の支援	水産振興課	17	漁場環境保全研修会や情報交換会等の実施	震災からの復旧状況を勘案しながら県漁連・市町村・漁業者と検討する。	I-9

II 食品に関する信頼の向上と県民理解の増進

施策	取組項目	担当課等	NO	取組内容	H25 計画	関連指標
					(ゴシック：新規、 <u>下線部分</u> ：見直し・拡充)	
5 食品の適正表示の推進	(1) 食品表示に関する店舗への指導	県民くらしの安全課	18	食品表示に関する店舗への指導	県内の事業者の店舗について、表示点検を実施予定。	II-1,2
			19	食品衛生法に基づく監視・指導と併せた食品表示制度の普及	食品営業施設等の監視時において適正な表示制度の普及に努める。	II-1,2
	(2) 食品表示に関する相談の実施	県民くらしの安全課	20	食品表示専門員の配置と食品表示110番の設置	食品表示に関する相談や不適正表示に関する情報提供に対応するため、県民くらしの安全課に「食品表示専門員」1名を配置を配置するとともに、専用ダイヤル「食品表示110番」を開設する。	II-1,2
			21	食品表示ウォッチャーの委嘱	消費者に日常の買物などの中で店舗の食品表示の状況をモニターするとともに、不適正表示についての情報を提供してもらうため、「食品表示ウォッチャー」を100名委嘱する。(委嘱期間：H25.5月下旬からH26.3.31まで)	II-1,2
	22	食品表示ウォッチャー研修会の実施			第1回目：平成25年5月下旬 5ヶ所開催 第2回目：9月頃開催	II-1,2
	(4) 食品の適正表示を推進する者の養成(再掲)	県民くらしの安全課	23	食品適正表示推進者養成講習会への講師派遣	食品適正表示推進者養成講習会への講師派遣 1回	II-1,2
	(5) 不当な表示や過大な景品類の提供に対する指導	県民生活センター	24	事業者への指示・指導	指示や指導が必要な事案が発生した際には、適宜対応する。	II-1,2
			25	景品表示法に関する消費者教育(サポーター研修、出前講座等)	出前講座(随時、講師派遣の要望があったつど実施)等において景品表示法の説明を行う。	II-1,2
	(6) 食品の虚偽又は誇大広告に関する指導	健康国保課 県民くらしの安全課	26	食品の虚偽又は誇大広告に関する重点監視の実施	・今後も薬事監視員と食品衛生監視員が連携し、監視を実施する。 ・無承認無許可医薬品等買上調査を実施する。(6品目程度)	II-1,2
			27	健康被害に関する県民への注意喚起	注意喚起案件が発生した際には、薬務担当と連携し、県民への注意喚起を図る。	II-1,2
6 食品の信頼向上のための相互理解の増進	(1) 食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの実施	県民くらしの安全課	28	食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの実施	・放射線影響に関するリスクコミュニケーションについては、H24年度に実施したシンポジウムに加えて、啓発パネルの展示、相談コーナーの設置、放射性物質測定の実演など、総合的な普及啓発イベントとして開催する。(2回) ・その他の食の安全安心に関する話題をテーマにしたリスクコミュニケーションについては、継続して実施する。(4回)	II-3~6
	(2) 食の安全安心に関する出前講座の実施	県民くらしの安全課			29	出前講座の開催や講師派遣の実施
	(3) 食品に関するトレーサビリティ制度の普及	流通課	30	県広報媒体による周知活動	・ホームページ等を活用して周知を図る。 ・また、国と連携し、必要に応じて随時指導を行う。	II-3~6

施策	取組項目	担当課等	NO	取組内容	H25 計画	関連指標
					(ゴシック：新規、 <u>下線部分</u> ：見直し・拡充)	
	(4) フード・コミュニケーション・プロジェクトの推進	産業経済交流課 流通課	31	F C P参加企業の募集とセミナー開催による普及啓発	個別事業者、事業者グループの取組み支援及び地域・圏域ごとに食品事業者の消費者に向けた取組みの「見える化」を交流会、セミナー等により継続して実施。	II-3~6
7 自主回収報告制度による食品回収情報の適切な提供	(1) 自主回収報告制度による回収の促進及び県民への迅速な情報提供	県民くらしの安全課	32	自主回収報告の適切な実施と迅速な情報提供の実施	自主回収案件が発生した際は、管轄保健所において適切な指導を行い、自主回収着手報告があった際には、県民くらしの安全課において速やかにホームページに掲載する。	II-7
	(2) 他都道府県の自主回収情報の県民への提供	県民くらしの安全課	33	本県に流通する他県事業者の自主回収情報の収集と公表	他の自治体から情報提供のあった自主回収情報のうち、報告を行った食品等事業者が公表を希望する自主回収情報については、速やかにホームページに掲載する。	II-7
8 食育を通じた食の安全安心に関する知識の普及啓発	(1) 食の安全安心に関する知識の普及と理解の増進	県民くらしの安全課	34	食の安全安心リスクコミュニケーションの実施	・放射線影響に関するリスクコミュニケーションについては、H24年度に実施したシンポジウムに加えて、啓発パネルの展示、相談コーナーの設置、放射性物質測定の実演など、総合的な普及啓発イベントとして開催する。(2回)〔再掲〕 ・その他の食の安全安心に関する話題をテーマにしたリスクコミュニケーションについては、継続して実施する。(4回)〔再掲〕	II-8,9
			35	出前講座の開催や講師派遣の実施	通年を通じて、随時依頼に応じるなど積極的に出向いて実施する(目標 50回)。その際、食品と放射性物質の問題についても、主催側の依頼に応じて積極的に取り上げる。〔再掲〕	II-8,9
		関係各課	36	食品の安全性等に関する情報の提供	【環境保全課】 ・一般向けセミナー 12回 ・行政機関職員向け 7回 【総務室】 ・引き続き、ホームページの改善に取り組む。「県産食品の安全性」、「野生のこ・野菜」など、県民の関心の高い分野について、測定データをマップに落とし込む等のわかりやすい情報発信を行う。	II-8,9
			スポーツ健康課		管理職、養護教諭、栄養教諭等を対象とした研修会の開催	講師による「学校における食育の推進」の講義とともに、実践発表を行い協議することにより事例の交流を図ることができるようにする。
		37		学校における食生活学習教材の活用促進	引き続き、研修会等において活用について働きかける。また、演習等の教材として使用したり、指導例を紹介したりすることで、活用の促進を図る。	
				高等学校において家庭科をはじめとする関連教科等における食に関する指導の体系付け	・モデル校を設定し、食育についての取組みについて実践発表する機会を設けることにより、県内の学校に対しての啓発を行う。 ・健康教育について研究している関係機関(学校保健会高等学校部会等)に働きかけ、高校における食育の推進方法等について探る。	

施策	取組項目	担当課等	NO	取組内容	H25 計画 (ゴシック：新規、 <u>下線部分</u> ：見直し・拡充)	関連 指標
				食に関する指導の年間計画作成と食育担当者の設置	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、各学校に対して年間指導計画作成と食育担当者の設置を働きかけるとともに、食育に関する調査を継続していく。 調査結果について、情報共有するとともに、特徴的な実践事例を収集し、ホームページ等で紹介する。 	
				学校における食育推進の基本方針の策定と評価指標の開発	<ul style="list-style-type: none"> 「学校における食育推進委員会」を設置し、食育に関する課題を分析し、方向性を定めるとともに、指定地域の市町村教育委員会と連携して実践的な取組を行う。 	
	(2) 食品情報の提供と食品表示の適正化の推進	流通課	38	食品に関するトレーサビリティ制度の普及推進	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ等を活用して周知を図る。 また、国と連携し、必要に応じて随時指導を行う。 	II-8.9
		県民くらしの安全課	39	食品表示に関する店舗への指導	県内の事業者の店舗について、表示点検を実施予定。〔再掲〕	II-8.9
		県民くらしの安全課	40	食品表示ウォッチャーの委嘱と活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> 消費者に日常の買物などの中で店舗の食品表示の状況をモニターするとともに、不適正表示についての情報を提供してもらうため、「食品表示ウォッチャー」を100名委嘱する。(委嘱期間：H25.5月下旬からH26.3.31まで)〔再掲〕 食品表示ウォッチャー研修会の実施 1回目：5月下旬(5ヶ所開催)、2回目：9月頃開催〔再掲〕 	II-8.9
		県民くらしの安全課	41	食品表示に関する相談の実施	食品表示に関する相談や不適正表示に関する情報提供に対応するため、県民くらしの安全課に「食品表示専門員」1名を配置するとともに、専用ダイヤル「食品表示110番」を開設する。〔再掲〕	II-8.9
		県民くらしの安全課	42	自主回収報告制度による回収の促進及び県民への迅速な情報提供	自主回収案件が発生した際は、管轄保健所において適切な指導を行い、自主回収着手報告があった際には、県民くらしの安全課において速やかにホームページに掲載する。	II-8.9
	(3) 農林漁業体験などを通じた生産への理解の増進	農林水産企画室	43	学校等における農林漁業体験学習の支援	インストラクターの派遣・紹介や、体験学習、関係施設の見学等の受入、教職員を対象とした研修等を実施	II-8.9
		農業振興課	44	体験型教育旅行の受入れへの支援	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸部での受入体制の確立に向け、受入地域協議会の活動を支援(研修会3回) 県内での体験型教育旅行に関する情報の提供(随時) 	II-8.9
		流通課	45	酪農体験等の学習支援	県内の「酪農出前教室」未実施の小学校を中心に、牛乳及び酪農の知識普及の活動を実施を支援(予定：7月～11月、県内小学校20校程度)	II-8.9

施策	取組項目	担当課等	NO	取組内容	H25 計画	関連 指標
					(ゴシック：新規、 <u>下線部分</u> ：見直し・拡充)	
		流通課	46	県産食材供給のための組織づくり支援	「いわて農林水産業6次産業化支援事業」等や食のプロフェッショナルチームの指導等により、産直施設等の取組、生産者と食品事業者の連携支援	II-8,9
		流通課	47	地産地消推進計画の策定の推進と地産地消の取組の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地産地消推進運動の計画とりまとめ ・「いわて地産地消給食実施事業所」及び「いわて地産地消弁当」の追加認定 ・上記認定制度を活用した地産地消情報収集&発信体制の構築 	II-8,9

Ⅲ 食品に対する監視・指導の充実・強化

施策	取組項目	担当課等	NO	取組内容	H25 計画	関連指標
					(ゴシック：新規、下線部分：見直し・拡充)	
9 生産段階における監視・指導	(1) 農業使用者、販売者に対する農業適正使用の指導	農業普及技術課	48	農業適正使用研修会の開催	農業適正使用販売・使用研修会の開催(1回)	Ⅲ-1~9
	(2) 飼料、動物用医薬品の適切な管理・適正な使用の指導	畜産課	49	飼料の安全性試験の実施	30 事業場 35 点の飼料について試験を実施する。	Ⅲ-1~9
			50	動物用医薬品使用実態調査の実施	32 農場に対し立入調査を実施する。	Ⅲ-1~9
	(3) 家畜伝染性疾病の発生予防、まん延防止のための各種疾病の検査、監視	畜産課	51	サーベイランスの実施	サーベイランス対象疾病及び検査件数 ①結核 8,000 件 ②ブルセラ 8,000 件 ③BSE5,000 件 ④HPAI1,600 件	Ⅲ-1~9
			52	農場への監視・指導	上記検査にあわせ、衛生管理に関する監視・指導を実施する。	Ⅲ-1~9
	(4) 採卵農家への検査の実施及び家畜の飼養衛生管理の徹底	畜産課	53	採卵農家のサルモネラ検査	8 農場についてサンプルを採材し検査を実施する。	Ⅲ-1~9
			54	採卵農家への巡回指導	上記検査にあわせ、衛生管理に関する指導を実施する。	Ⅲ-1~9
	(5) 生食用魚介類の安全衛生に係る指導	水産振興課	55	衛生管理研修会の実施	震災からの復旧状況を勘案しながら漁協等と検討する。	Ⅲ-1~9
			56	衛生管理の現場指導	漁獲から流通、加工まで一貫した高度衛生・品質管理のサプライチェーンを構築するため、地場原料の確保を基軸とする生産・加工・販売の取組を支援。(要求中) [再掲]	Ⅲ-1~9
	(6) 水産物産地市場の衛生管理の高度化指導	水産振興課	57	衛生管理の現場指導	漁獲から流通、加工まで一貫した高度衛生・品質管理のサプライチェーンを構築するため、地場原料の確保を基軸とする生産・加工・販売の取組を支援。(要求中) [再掲]	Ⅲ-1~9
	(7) ホタテガイ等の貝毒出荷前自主検査等の指導	水産振興課	58	貝毒検査の実施	引き続き出荷前検査による監視を行う。	Ⅲ-1~9
(8) 生食用カキのノロウイルス出荷前自主検査等の指導	水産振興課	59	出荷前自主検査の実施	引き続き出荷前検査による監視を行う。	Ⅲ-1~9	
10 製造・加工、流通段階における監視・指導	(1) 県内流通食品に対する検査及び監視・指導	県民くらしの安全課	60	食品衛生監視員による施設監視	各保健所の食品衛生監視員が食品関係営業施設の監視指導を計画的に実施し、食品関係施設に対する監視指導件数述べ割合の目標達成を目指す。	Ⅲ-10~14
			61	食品衛生監視員による事業者への講習会の実施	今後も各保健所の食品衛生監視員が計画的に、事業者に対し衛生講習会を開催する。	Ⅲ-10~14
	(2) 食品における残留農薬や添加物等の検査の実施	県民くらしの安全課	62	流通食品の収去検査の実施	・県内で生産、製造・加工等された食品等を中心に、違反の可能性が高い食品及び項目に重点を置いて、収去検査を計画的に実施する。なお、放射性物質については、昨年度の倍の 200 検体について実施する。	Ⅲ-10~14

施策	取組項目	担当課等	NO	取組内容	H25 計画	関連指標
					(ゴシック：新規、 <u>下線部分</u> ：見直し・拡充)	
			63	残留農薬や遺伝子組換え食品等に係る収去検査	県民の関心が高い残留農薬、遺伝子組換え食品、アレルギー物質等に係る収去検査を行う。(残留農薬：120 検体(1 検体あたり 120 項目)、遺伝子組換え検体、アレルギー-20 検体)	Ⅲ-10~14
	(3) 食品表示に関する店舗への指導【再掲】	県民くらしの安全課	64	食品表示専門員の配置と食品表示 110 番の設置	食品表示に関する相談や不適正表示に関する情報提供に対応するため、県民くらしの安全課に「食品表示専門員」1 名を配置するとともに、専用ダイヤル「食品表示 110 番」を開設する。【再掲】	Ⅲ-10~14
	(4) 「健康食品」による健康被害の防止のための監視・指導等	健康国保課 県民くらしの安全課	65	食品・業務合同監視指導等	【県民くらしの安全課】 各保健所の薬事監視員と食品衛生監視員が連携し、監視指導を実施する。	Ⅲ-10~14
			66	県民への健康食品に関する普及啓発	リーフレットを使い健康食品に関する正しい知識の普及啓発を実施する。	Ⅲ-10~14
	(5) と畜検査・食鳥検査等の適正実施及びと畜場、食鳥処理場に対する衛生的な処理の指導	県民くらしの安全課	67	と畜場及び食鳥処理場への監視指導	岩手県食品衛生監視指導計画に基づき、計画的に監視指導を実施する。	Ⅲ-10~14
			68	と畜場及び食鳥処理場の作業従事者への衛生講習会の実施	計画的に作業従事者に対して衛生講習会を開催する。	Ⅲ-10~14
11 輸入食品に対する監視・指導	(1) 輸入食品に対する収去検査と監視・指導	県民くらしの安全課	69	輸入食品の収去検査	輸入食品の収去検査を行う。(60 検体)	Ⅲ-15
			70	輸入業者事務所等への立入指導	輸入業者事務所の立入を行い、自主管理の支援等を行う。	Ⅲ-15
	(2) 国との連携による輸入食品に関する検査等の情報の提供	県民くらしの安全課	71	国の検疫所等における検査等の情報収集、提供	岩手県食品衛生監視指導計画に基づき県が行った、輸入食品等に関する収去検査結果をホームページにて公表する。	Ⅲ-15

IV 食の安全安心を支える体制の整備

施策	取組項目	担当課等	NO	取組内容	H25 計画 (ゴシック：新規、下線部分：見直し・拡充)	関連 指標
12 危機管理体制の整備	(1) 食に関する危機管理対策の運用と訓練の実施	県民くらしの安全課 畜産課 総合防災室	72	危機管理訓練等の実施	【県民くらしの安全課】 ・高病原性鳥インフルエンザ家畜防疫作業支援班員の研修会開催(6回) 【畜産課】 ・農林水産省主催の机上演習訓練に参加(2回) ・家畜保健衛生所、振興局職員等を対象に防疫実施訓練(1回)	IV-1
			73	危機管理に関するマニュアル等の整備	高病原性鳥インフルエンザ家畜防疫作業支援班設置要領に基づく班長10名及び班員300名体制を整備。また、本部及び地方支部における危機警戒連絡網を整備。	IV-1
	(2) 食中毒等発生時における被害の拡大防止	県民くらしの安全課	74	危機対策の実施による被害の拡大防止	関係機関と情報共有及び連携を保ち、発生時における迅速な対応を図るとともに、リーフレット配付等により飲食店及び消費者への注意喚起に努める。	IV-1
13 食品の安全性確保等に関する調査研究の推進	(1) 残留農薬や動物用医薬品の分析法開発等に関する研究の推進	環境保健研究センター	75	高感度かつ実用的な分析方法の検討	妥当性評価を実施し、収去検査等の監視体制充実強化を図る。	IV-2~4
			76	加工食品への応用方法の検討	放射線照射食品の検知法(放射性物質検査法ではない)であるアルキルシクロブタン法簡易法の外部精度管理試験を行い、分析精度を評価する。	IV-2~4
	(2) ノロウイルス循環経路におけるリスク低減に関する研究の推進	環境保健研究センター 水産技術センター	77	ノロウイルス対策に関連した研究【環境保健研究センター】	新たにテーマを設定のうえ、ノロウイルス対策に関連した研究に取り組む予定	IV-2~4
			78	ノロウイルス循環経路におけるリスク低減方法の検討【水産技術センター】	下水処理施設、カキ生産現場等のノロウイルス循環経路におけるリスク低減方法の知見取得	IV-2~4
	(3) 環境負荷の少ない農産物の生産に関する研究の推進	農業研究センター	79	健全な土づくりと環境負荷を低減する施肥技術の開発	トマトの安定収量確保のための適正な窒素施肥基準の検討、家畜排せつ物(鶏ふん)に化学肥料を添加した新肥料の開発と肥効特性の把握、等について実施する	IV-2~4
			80	環境にやさしい病虫害防除技術の開発	天敵製剤や物理的防除を利用した果菜類の害虫防除技術の検討	IV-2~4
14 情報の提供と相談体制の整備	(1) 食品の安全安心に関する情報の発信	関係各課	81	食品の安全性等に関する情報発信	【環境保全課】 ・一般向けセミナー12回、行政機関職員向け7回 【総務室】 ・引き続き、ホームページの改善に取り組む。「県産食品の安全性」、「野生きのこ・山菜」など、県民の関心の高い分野について、測定データをマップに落とし込む等のわかりやすい情報発信を行う。 [再掲]	IV-5
	(2) 食品に関する相談の実施	県民くらしの安全課	82	食品表示専門員の配置と食品表示110番の設置	食品表示に関する相談や不適正表示に関する情報提供に対応するため、県民くらしの安全課に「食品表示専門員」1名を配置するとともに、専用ダイヤル「食品表示110番」を開設する。[再掲]	IV-5

施策	取組項目	担当課等	NO	取組内容	H25 計画 (ゴシック：新規、 <u>下線部分</u> ：見直し・拡充)	関連 指標
	(3) 食品衛生監視員の資質向上	県民くらしの安全課	83	研修計画に基づく研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び関係機関主催研修 ・食品衛生監視員協議会東北ブロック（本県開催）派遣 ・新任食品衛生監視員研修 	IV-5